

やまぐち障害者雇用推進企業認定制度Q & A

令和7年4月1日現在

Q1. 本社が山口県外にある場合でも、認定の対象になりますか。

本社が県外にある場合でも、県内に設置している支店、営業所、工場などの事業所は対象となります。

※ 認定対象

「県内に主たる事務所を有する企業等」又は「県内の事業所」であって、認定基準を満たすものが対象となります。

Q2. 支店、営業所、工場などでの申請は可能ですか。

県内にある支店、営業所、工場などであれば、申請は可能です。

なお、県内に本社がある企業については、企業単位でも、県内にある支店、営業所、工場などの事業所単位でも、いずれでも申請が可能です。

また、県外に本社がある企業の場合は、企業単位での申請はできません。県内にある支店、営業所、工場など事業所単位のみでの申請となりますので、御注意ください。

Q3. 認定の対象となる「企業等」と「事業所」について、教えてください。

次のとおりです。

- ・「企業等」：障害者雇用促進法に定める事業主に該当する法人又は個人
- ・「事業所」：上記法人又は個人が設置している「本店、支店、工場その他の事業所」

Q4. 企業における障害者数はどのようにカウントするのですか。

次の表のとおりです。毎年6月1日現在の障害者の雇用状況の厚生労働省への報告と同様に、雇用1人を“0.5人”又は“2人”とカウントする場合があります。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満
身体障害者	1人→1人	<u>1人→0.5人</u>	—
重度	<u>1人→2人</u>	1人→ <u>1人</u>	<u>1人→0.5人</u>
知的障害者	1人→1人	<u>1人→0.5人</u>	—
重度	<u>1人→2人</u>	1人→ 1人	<u>1人→0.5人</u>
精神障害者	1人→1人	<u>1人→ 1人</u>	<u>1人→0.5人</u>

※各欄とも、矢印左の人数が実人数、矢印右の人数がカウント数（「(実人数)→(加外数)」）

Q5. 県内に本社がある企業の場合、認定要件①を満たす法定雇用数を超える障害者数の計算はどのようにしたらよいですか。

認定を受けようとする企業の常用雇用労働者数が40.0人以上の場合と40.0人未満の場合で取扱いが異なります。

【常用雇用労働者数が40.0人以上の場合】

法定雇用数を超えること、つまり、障害者雇用促進法に規定している人数（＝法定雇用障害者数）を超えて障害者を雇用していることが必要です。

この場合の計算方法は、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況の厚生労働省への報告と同様です。除外率も適用します。

〔注〕 法定雇用数とは

常用雇用労働者数に障害者雇用促進法に定める法定雇用率（2.5％）を乗じて得た数（1人未満の端数は切り捨て）です。

具体的な計算方法は次のとおりです。

【ケース1】常用雇用労働者数が520人の企業（除外率設定なし）の場合

法定雇用数（常用雇用労働者数×2.5％〔端数切り捨て〕）を超えるためには

- 法定雇用障害者数＝520人×2.5％＝13人（1人未満を切り捨て）
 - 法定雇用障害者数を超える人数は、13.5人以上（※）となります。
- ※ 人数は、Q4のようにカウントするため、実際の人数とは異なる場合があります。また、この計算例では「除外率」を考慮していません。

【ケース2】常用雇用労働者数が260人の企業（除外率20％）の場合

法定雇用数（常用雇用労働者数×2.5％〔端数切り捨て〕）を超えるためには

- 常用雇用障害者数から除外率相当分を控除
 $260人 \times 除外率20\% = 52人$ （端数が生じた場合は切り捨て）
 $260人 - 52人 = 208人$
- 法定雇用障害者数＝208人×2.5％÷5人（1人未満を切り捨て）
法定雇用障害者数を超える人数は、5.5人以上（ケース1の※参照）となります。

【ケース3】常用雇用労働者数が100人の企業（除外率設定なし）の場合

法定雇用数（常用雇用労働者数×2.5％〔端数切り捨て〕）を超えるためには

- 法定雇用障害者数＝100人×2.5％÷2人（1人未満は切り捨て）
法定雇用障害者数を超える人数は、2.5人以上（ケース1の※参照）となります。

【常用雇用労働者数が40.0人未満の場合】

県内に本社がある企業であって、常用雇用労働者数が40.0人未満の場合は、上記の場合と異なり、「1人以上の障害者を雇用していること」が必要です。

Q6. 県内の事業所の場合の認定要件①の取扱いを教えてください。

認定を受けようとする事業所の常用雇用労働者数が40.0人以上の場合と40.0人未満の場合で取扱いが異なります。

【常用雇用労働者数が40.0人以上の場合】

次の①、②のいずれにも該当することが必要です。

- ① 認定を受けようとする事業所において、常用雇用労働者数に2.5%を乗じて得た数（1人未満の端数は切り捨て）を超えて障害者を雇用
- ② 事業所を設置している企業等が法定雇用数〔注〕を超えて障害者を雇用
〔注〕 法定雇用数はQ5の注書のとおりです。計算方法もQ5を参考にしてください。

【例】

△△工業株式会社（本社：福岡市）

（山口県内にA工場〔常用雇用労働者数120人〕、福岡県にB工場、C工場あり）

◎山口県内のA工場が認定を受けようとする場合

A工場

常用雇用労働者数に2.5%を乗じて得た数（1人未満の端数は切り捨て）を超えて障害者を雇用していること。

△△工業株式会社

法定雇用数を超えて障害者を雇用していること。

〔 本社、各工場を合わせた会社全体の状況です。障害者の雇用状況の厚生労働省への報告と同じです。 〕

※ A工場での「常用雇用労働者数に2.5%を乗じて得た数を超える障害者数」の計算方法は次のとおりです。

なお、計算方法はQ5と同じです。除外率が適用されている事業所であれば、除外率も適用します。

【A工場：常用雇用労働者数が120人（除外率設定なし）】

常用雇用労働者数に2.5%を乗じて得た数（1人未満の端数は切り捨て）を超えるためには

常用雇用労働者数×2.5% ⇒ 120人×2.5%=3人（1人未満は切捨）

法定雇用障害者数を超える人数は、3.5人以上となります。

☆ この計算例では「除外率」を考慮していません。

【常用雇用労働者数が40.0人未満の場合】

1人以上の障害者を雇用していることが必要です。

ただし、事業所を設置している企業等全体の常用雇用労働者数が40.0人以上の場合、次の①、②のいずれにも該当していることが必要ですので、御注意ください。

- ① 事業所において、1人以上の障害者を雇用
- ② 事業所を設置している企業等が法定雇用数〔注〕を超えて障害者を雇用

〔注〕 法定雇用数はQ5の注書のとおりです。計算方法もQ5を参考にしてください。

【例1】

◇◇製造株式会社（本社：北九州市）

山口県内にA工場、北九州市にB工場あり

A工場の常用雇用労働者数は10人

◇◇製造株式会社全体の常用雇用労働者数は30人



◎山口県内のA工場が認定を受けようとする場合

A工場

1人以上の障害者を雇用していること。

【例2】

□□産業株式会社（本社：広島市）

山口県内にA工場、広島県にB工場、C工場あり

A工場の常用雇用労働者数は20人

□□産業株式会社全体の常用雇用労働者数は50人



◎山口県内のA工場が認定を受けようとする場合

⇒ 会社全体の常用雇用労働者数が40.0人以上のため、上記要件のただし書きの①、②のいずれにも該当していることが必要です。

A工場

1人以上の障害者を雇用していること。

□□産業株式会社

法定雇用数を超えて障害者を雇用していること。

〔 本社、各工場を合わせた会社全体の状況です。障害者の雇用状況の厚生労働省への報告と同じです。 〕

Q7. 認定要件②の障害者雇用の取組については、全ての分野の取組を行っていないと認定を受けられないのですか。

いずれかの取組を行っていれば認定の対象になります。

Q8. 認定要件②はどのような取組が対象となるのですか。

対象となる取組の具体的内容を認定申請書（第1号様式）に掲載していますので、ご参照ください。

なお、掲載した具体例以外の取組であっても認定の対象となる場合もありますので、Q12の問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

Q9. 認定を受けるとどんなメリットがありますか。

認定を受けられた推進企業は、次のようなメリットがあります。

- ① 推進企業の企業名を、障害者雇用の取組とともに、県のホームページ等で広く紹介します。
- ② シンボルマーク・名称が使用できます。
企業のパンフレット、封筒、名刺などに、シンボルマークと「やまぐち障害者雇用推進企業」の名称を使用することができます。



やまぐち障害者雇用推進企業シンボルマーク

- ③ 県の業務委託契約（建設工事以外）の指名競争入札等において、優先指名等をする際の評価項目になります。ただし、県外に本社がある事業所については、対象となりませんので、御注意ください。
〔注〕 認定企業であることは評価項目のひとつです。
- ④ ハローワークの求人票に、推進企業であることを記載することができます。

Q10. やまぐち障害者雇用推進企業のシンボルマークの活用範囲はどこまで可能ですか

推進企業は、広告や名刺等に、シンボルマークや「やまぐち障害者雇用推進企業」であることを表示することができますので、ご活用ください。詳しくは「やまぐち障害者雇用推進企業シンボルマーク使用基準」を参照してください。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/nintei/suisinkigyou.html>)

Q11. 認定には有効期間がありますか。

認定の日から起算して3年間です。また、3年毎に、直近の「障害者雇用状況報告者」の写しや「障害者の雇用状況が確認できる書類」を提出いただくことにより、認定を更新することができます。

Q12. 申請書の入手方法や申請方法を教えてください。

関係書類は、県労働政策課や各県民局で入手できます。また、県のホームページからダウンロードすることもできます。

申請される場合は、申請書を県労働政策課又は県民局に郵送か持参により提出してください。

〔注〕 電子メールでの提出も可能です。

申請先及び問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県産業労働部 労働政策課

電話：083-933-3221 FAX：083-933-3229

電子メール：a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

県民局

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/soudan/roudougyoumu.html>)

Q13. 提出する書類は申請書だけですか。添付が必要な書類がありますか。

申請書に次の①から③の各書類を添えて提出してください。

なお、①については、企業等や事業所の常用雇用労働者数などによって、必要な書類が異なりますので、御注意ください。

① 障害者雇用数の確認

【県内に主たる事務所を有する企業等の場合】

区 分	必 要 な 書 類
常用雇用労働者数が40.0人以上の企業等	障害者雇用状況報告書（厚生労働省告示様式第6号）の写し〔注1〕
常用雇用労働者数が40.0人未満の企業等	障害者雇用の状況が確認できる書類の写し

【県内の事業所の場合】

区 分	必 要 な 書 類
常用雇用労働者数が40.0人以上の事業所	<ul style="list-style-type: none">障害者雇用状況報告書（厚生労働省告示様式第6号）の写し〔注1〕当該事業所における障害者雇用の状況が確認できる書類の写し〔注2〕
常用雇用労働者数が40.0人未満の事業所	
企業等全体の常用雇用労働者数が40.0人以上の場合	<ul style="list-style-type: none">障害者雇用状況報告書（厚生労働省告示様式第6号）の写し〔注1〕当該事業所における障害者雇用の状況が確認できる書類の写し〔注2〕
企業等全体の常用雇用労働者数が40.0人未満の場合	障害者雇用の状況が確認できる書類の写し

注1 障害者雇用状況報告書（厚生労働省告示様式第6号）の写しは、公共職業安定所に提出（事業所の場合は本社等が提出）した直近のものが必要で。

2 障害者雇用状況報告書に当該事業所における障害者雇用の状況が記載されている場合は不要です。

② 障害者雇用の取組状況の関係書類

取組状況によって異なります。奨励金や助成金を活用されている場合は、その支給決定通知書の写しなどを提出してください。

③ 企業等、事業所の概要（会社案内やチラシ等、概要がわかるもの）

Q14. 申請書を提出した後の手続きはどうなるのですか。

提出いただいた申請書等により、認定要件に適合しているかどうかの審査を行い、適合する場合は、認定証をお渡しします。

Q15. 企業の名称、所在地や代表者に変更があった場合は、何か手続きが必要ですか。

推進企業変更届出書（第5号様式）を提出してください。

Q16. 認定を辞退したい場合は、どうしたらよいですか。

推進企業認定取消申請書（第3号様式）を提出してください。また、申請書には、認定の際にお渡しした認定証を添付してください。